

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第1区分  
 【発行日】令和6年4月3日(2024.4.3)

【公開番号】特開2023-100828(P2023-100828A)  
 【公開日】令和5年7月19日(2023.7.19)  
 【年通号数】公開公報(特許)2023-134  
 【出願番号】特願2023-76182(P2023-76182)  
 【国際特許分類】

C 1 2 N 15/09(2006.01)

10

C 1 2 N 15/87(2006.01)

C 1 2 N 5/10(2006.01)

C 1 2 N 5/0783(2010.01)

C 1 2 N 5/078(2010.01)

C 1 2 N 5/0781(2010.01)

【F I】

C 1 2 N 15/09 1 1 0

C 1 2 N 15/87 Z Z N A

C 1 2 N 5/10

C 1 2 N 5/0783

20

C 1 2 N 5/078

C 1 2 N 5/0781

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月26日(2024.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

初代ヒトI細胞の単離された集団であって、該細胞のゲノムの標的領域へ非ウイルス的に挿入された少なくとも1つの異種DNA鋳型を含む複数のI細胞を含み、ここで、該少なくとも1つの異種DNA鋳型が200ヌクレオチドまたは塩基対よりも大きい長さである、前記集団。

【請求項2】

初代ヒトI細胞の単離された集団であって、該細胞のゲノムの標的領域において、少なくとも1つの異種DNA鋳型を含む複数のI細胞を含み、ここで、該少なくとも1つの異種DNA鋳型が200ヌクレオチドまたは塩基対よりも大きい長さであり、さらにここで、該初代ヒトI細胞は、該少なくとも1つの異種DNA鋳型を該初代ヒトI細胞へ導入するためのウイルスベクターを含まない、前記集団。

40

【請求項3】

前記DNA鋳型が約300ヌクレオチドまたは塩基対よりも大きい長さである、請求項1または2記載の集団。

【請求項4】

前記DNA鋳型が約1kbよりも大きい長さである、請求項1または2記載の集団。

【請求項5】

前記DNA鋳型が約1.5kbよりも大きい長さである、請求項1または2記載の集団。

【請求項6】

50

前記DNA鋳型が遺伝子を含む、請求項1～5のいずれか一項記載の集団。

【請求項7】

前記DNA鋳型がキメラ抗原受容体(CAR)をコードする、請求項6記載の集団。

【請求項8】

前記T細胞が、制御性T細胞、エフェクターT細胞、もしくはナイーブT細胞を含む、請求項1～7のいずれか一項記載の集団。

【請求項9】

前記制御性T細胞、エフェクターT細胞、もしくはナイーブT細胞が、CD4<sup>+</sup>T細胞である、請求項8記載の集団。

【請求項10】

前記T細胞が、CD8<sup>+</sup>T細胞である、請求項1～7のいずれか一項記載の集団。

10

【請求項11】

前記T細胞が、CD4<sup>+</sup>CD8<sup>+</sup>T細胞である、請求項1～7のいずれか一項記載の集団。

【請求項12】

前記初代T細胞がウイルスベクターを含まない、請求項1～11のいずれか一項記載の集団。

【請求項13】

前記初代ヒトT細胞の少なくとも10%が、標的領域においてDNA鋳型を含む、請求項1～12のいずれか一項記載の集団。

【請求項14】

前記初代ヒトT細胞の少なくとも20%が、標的領域においてDNA鋳型を含む、請求項13記載の集団。

20

【請求項15】

ヒト対象のための薬剤としての使用のための、請求項1～14のいずれか一項記載の集団。

【請求項16】

前記初代ヒトT細胞が、ヒト対象から得られる、請求項15記載の使用のための集団。

30

40

50